

※この案内は、各戸1部ずつの配布です

令和8年度 市県民税等 申告のご案内

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

令和8年度の市県民税等申告受付を 令和8年2月16日(月) から別紙日程で行います。以下の注意事項を参考にして、最寄りの申告会場(税務課及び各総合支所窓口)では申告受付は行いません。にて、申告期限内に申告してください。

1. 申告に必要なもの

- 前年(R7.1.1~R7.12.31)の収入がわかる書類
○給与・年金収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
※源泉徴収票は1月31日までに支払先から発行されます。
○事業・不動産所得などの収入がある方は、収入と経費がわかる帳簿など
- 前年(R7.1.1~R7.12.31)に支払った国民年金等の社会保険料の領収書又は証明書など
- 前年(R7.1.1~R7.12.31)に支払った生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 障害者手帳等(本人又は扶養親族の障害者控除を適用される場合)
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書の作成が必要です。事前に作成した明細書をお持ちください。(領収書を添付することはできません)
※保健組合が発行した「医療費のお知らせ」でも医療費控除の証明になります。
- 申告者本人名義の通帳(還付申告の場合に必要となります。)
- 個人番号カード(または通知カード+身分証明書(運転免許証や保険証など))

2. 事業所得・不動産所得のある方へ

事業(農業・営業)所得や不動産所得などの申告には、必ず収支(収入と支出)内訳書の作成が必要になりますので、事前に作成をしてください。また、その金額が確認できる書類(領収書など)も必要です。

3. 確定申告される方へ

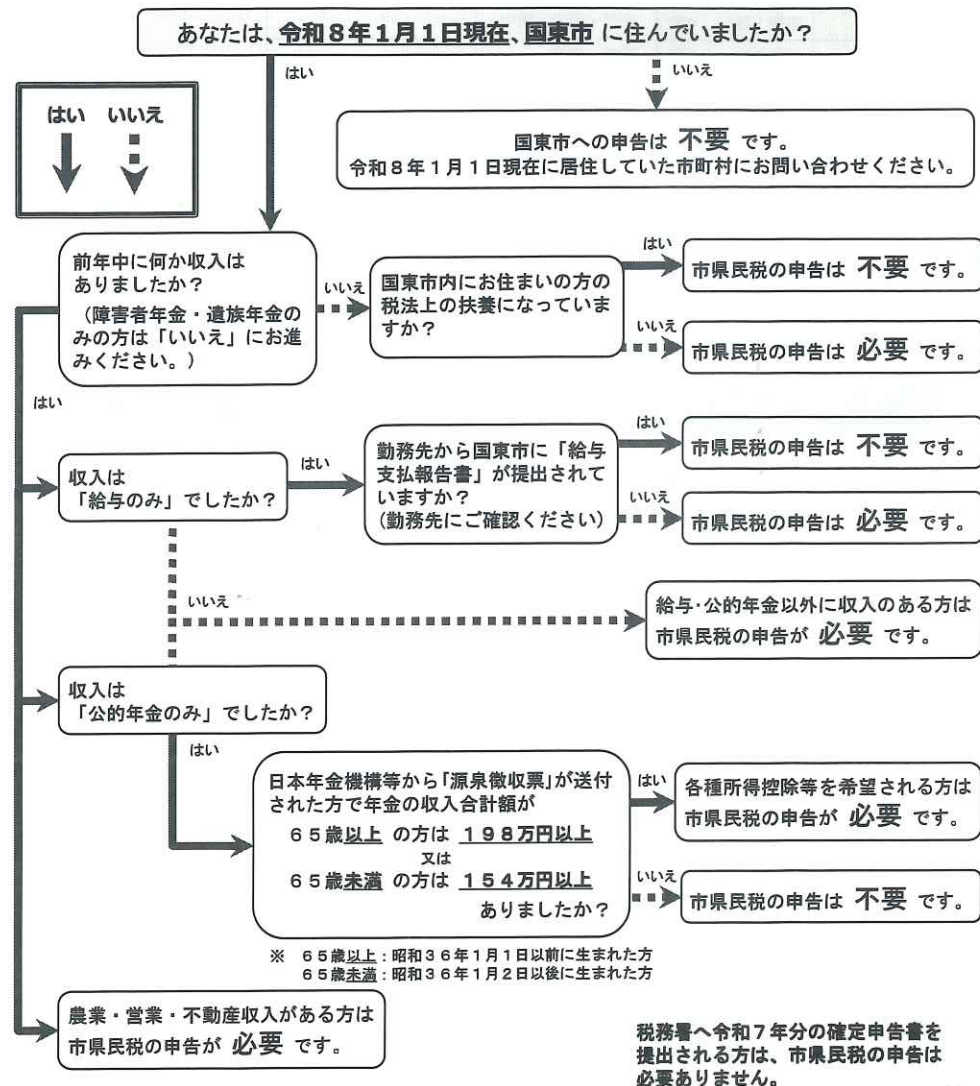
- 住宅借入金等特別控除など所得税の還付申告を受けようとする方は、収入・支出の根拠となる書類の整理を進めるとともに、各関係機関から必要書類を取り寄せるなど申告の準備をしてください。
- 申告の控えに受領印が必要な方は、税務署へ申告書を提出してください。

《注意》

※申告書等には個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。
本人確認のため①個人番号カード または ②通知カードと身分証明書(運転免許証や保険証など)が必要です。また利用者識別番号を取得されている方は、申告の際忘れずにお持ちください。

令和8年度 市県民税等申告フローチャート

市県民税(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)の申告が必要かどうか? 参考にしてください



このフローチャートはあくまでも目安です。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

国東市役所 税務課 市民税係 TEL 0978-72-5156

令和8年度(令和7年分) 所得税・市県民税等申告日程表

国見町管内			
日 時		対象行政区名	会 場
2月17日(火)	午前9時～12時	赤根・野田・新涯・八坂団地	みんなんかんホール
	午後1時～ 4時	千灯・西中・東中	
2月18日(水)	午前9時～12時	浜中・本城	
	午後1時～ 4時	川西・上柳来・下柳来・古江	
2月19日(木)	午前9時～12時	小熊毛・大熊毛・上岐部	
	午後1時～ 4時	下岐部・中岐部・向田	
2月20日(金)	午前9時～12時	西方寺・岡・鬼籠	
	午後1時～ 4時	柳海・国見浦手	
2月22日(日)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
3月11日(水)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
国東町管内			
日 時		対象行政区名	会 場
2月24日(火)	午前9時～12時	岩戸寺・長野・来浦・中村	アグリホール (アストくにさき)
	午後1時～ 4時	浜陽・浜陰・奈良原	
2月25日(水)	午前9時～12時	深江・浜崎・寺山	
	午後1時～ 4時	富来・大恩寺・藁藁	
2月26日(木)	午前9時～12時	富来浦手・堅来・柳	
	午後1時～ 4時	塩屋・松原	
3月 2日(月)	午前9時～12時	川原・上立	
	午後1時～ 4時	吉木・山吹・原	
3月 3日(火)	午前9時～12時	安国寺・今在家	
	午後1時～ 4時	興導寺	
3月 4日(水)	午前9時～12時	田深	
	午後1時～ 4時	北江・尾本・新栄	
3月 5日(木)	午前9時～12時	下成仏・中田・岩屋・行入	
	午後1時～ 4時	成仏・見地・赤松・横手	
3月 6日(金)	午前9時～12時	小原	
	午後1時～ 4時	黒津・上小原	
3月 8日(日)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
3月 9日(月)	午前9時～12時	上治郎丸・綱井	
	午後1時～ 4時	下治郎丸・重藤	
3月10日(火)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
各地区申告相談日の都合が悪い方は、他地区での相談日や市内全地区を対象にしたの相談日をご利用ください。 税務課及び各総合支所窓口では相談受付を行いません。			

武蔵町管内			
日 時		対象行政区名	会 場
2月27日(金)	午前9時～12時	池ノ内・内田・花山	武蔵中央公民館 2階会議室
	午後1時～ 4時	古市下・古市上・藤本・今市	
3月 1日(日)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
3月 2日(月)	午前9時～12時	糸原下・小城・つつじヶ丘団地	
	午後1時～ 4時	糸原上・ニュータウン	
3月 3日(火)	午前9時～12時	麻田下・麻田上・狭間・久保畑・丸小野下・丸小野上	
	午後1時～ 4時	手野上・手野下・吉広上・吉広下	
3月 4日(水)	午前9時～12時	成吉・武蔵向陽台	
	午後1時～ 4時	南糸原・三井寺・志和利	
3月12日(木)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
安岐町管内			
日 時		対象行政区名	会 場
2月16日(月)	午前9時～12時	塩屋第二・下原下	安岐中央公民館ホール (安岐総合支所)
	午後1時～ 4時	塩屋第一・下原中	
2月17日(火)	午前9時～12時	諸田・中野・小俣	
	午後1時～ 4時	久末・弁分・矢川・天堤	
2月18日(水)	午前9時～12時	下原上・下原西	
	午後1時～ 4時	下原港・下原北	
2月19日(木)	午前9時～12時	両子・富永	
	午後1時～ 4時	恒清・糸永	
2月20日(金)	午前9時～12時	大添・みかん山・下山口	
	午後1時～ 4時	山口・馬渡・西本	
2月24日(火)	午前9時～12時	山浦・橋上・掛樋	
	午後1時～ 4時	油留木・成久・薦巻	
2月25日(水)	午前9時～12時	吉松本谷・吉松前谷	
	午後1時～ 4時	瀬戸田上・瀬戸田下・東小川・西小川・美濃辺	
2月26日(木)	午前9時～12時	上馬場・下馬場	
	午後1時～ 4時	中園・沢掛・安岐向陽台	
3月13日(金)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
3月15日(日)	午前9時～12時	国東市全地区	
	午後1時～ 4時		
各地区申告相談日の都合が悪い方は、他地区での相談日や市内全地区を対象にした相談日をご利用ください。 税務課及び各総合支所窓口では相談受付を行いません。			

別府税務署でも下記のとおり申告会場を設けていますのでそちらもご利用ください。

注：別府税務署で受付をする場合は、入場整理券が必要となります。

※予約される際は、国税庁の公式LINEから予約いただくか、別府税務署へお問い合わせください。

期間： 令和8年2月16日(月)～ 3月16日(月) (土、日曜日及び祝日は除く)

※選付申告につきましては、期限にかかわらず5年間申告受付可能です。

時間： 9時～16時

場所： 別府税務署 (〒874-8686 別府市光町2番25号)

電話： 0977-23-2111 (自動音声のご案内)